

資料番号

総務4

令和3年7月19日

課名 総務局総務課

担当者 課長 八剣

内線 2210

事 務 概 要

(令和3年度)

総 務 局

目 次

I 総務局の行政組織

1	行政機構図	1
2	分掌事務	2
3	職員現員表	6
4	附属機関の概要	7

II 令和3年度一般会計予算

1	歳入予算	9
2	歳出予算	10

III 令和3年度総務局関係予算

1	一般会計	11
2	特別会計	12

IV 課別主要事業の概要

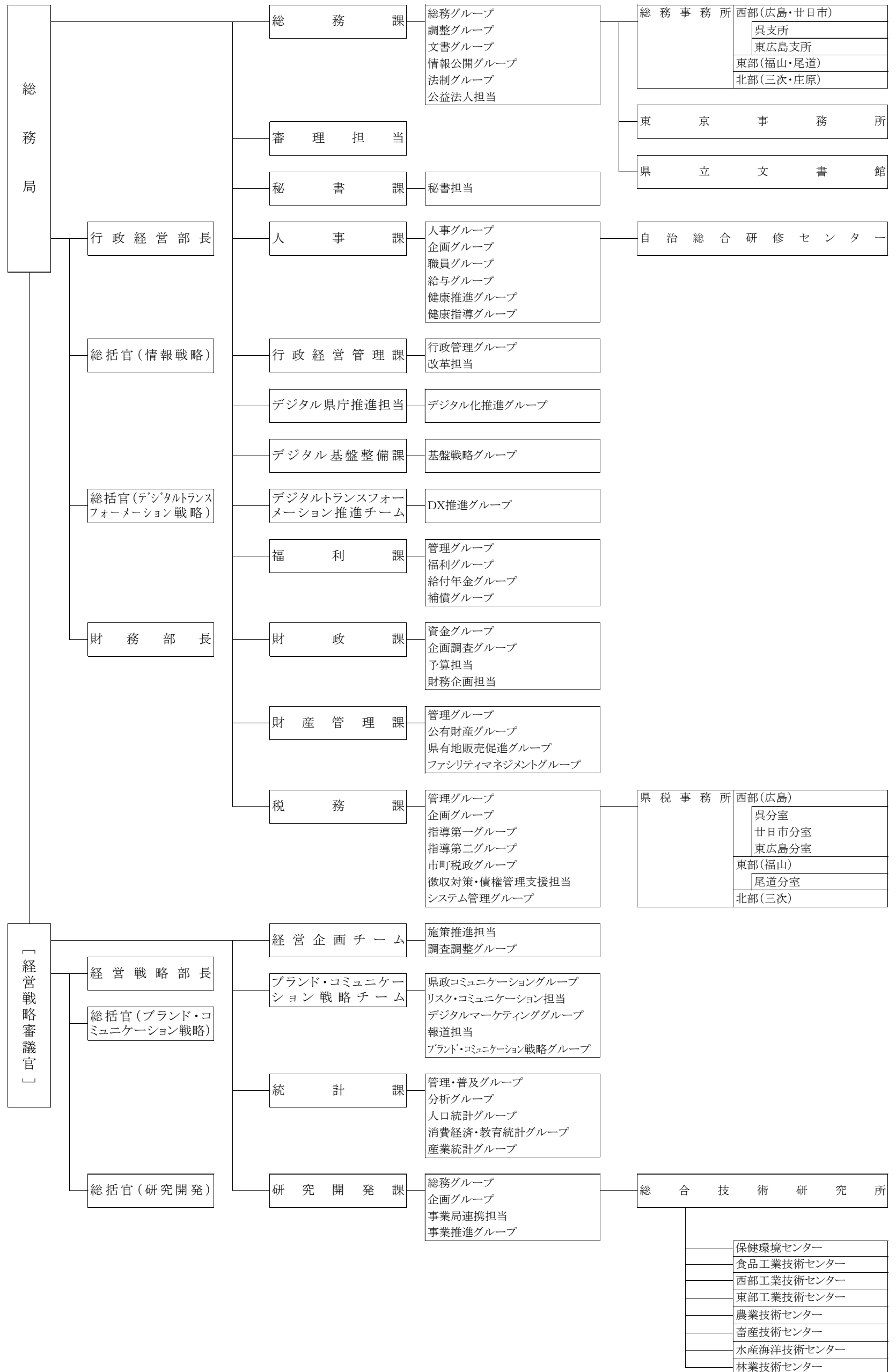
1	総務課	13
2	審理担当	16
3	秘書課	17
4	人事課	18
5	行政経営管理課	20
6	デジタル県庁推進担当	21
7	デジタル基盤整備課	22
8	デジタルトランスフォーメーション推進チーム	23
9	福利課	24
10	財政課	25
11	財産管理課	26
12	税務課	27
13	経営企画チーム	30
14	ブランド・コミュニケーション戦略チーム	34
15	統計課	36
16	研究開発課	40

(付)	令和3年度総務局関係予算説明書	41
-----	-----------------	----

行政組織

I 総務局の行政組織

1 行政機構図(令和3年4月1日現在)



2 分掌事務（令和3年4月1日現在）

総務局

【総務課】

- (1) 総務局の庶務及び経理に関すること。
- (2) 総務局内の連絡調整に関すること。
- (3) 公印の管理に関すること。
- (4) 文書事務の総括に関すること。
- (5) 文書の收受，発送及び整理保存に関すること。
- (6) 重要文書の審査に関すること。
- (7) 条例，規則，訓令等の公布に関すること。
- (8) 広島県報の発行及び官報報告に関すること。
- (9) 広島県法規集に関すること。
- (10) 広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）に関すること。
- (11) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に関すること。
- (12) 広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号）に関すること。
- (13) 行政情報コーナーの運営に関すること。
- (14) 当直に関すること。
- (15) 来庁者の案内に関すること。
- (16) 庁内の取締りに関すること。
- (17) 県法規の審査及び法務相談その他の法務の管理に関すること。
- (18) 公益法人等の指導監督に関すること。
- (19) 総務事務所における非常勤の職員の任免に係る事務の集中処理に関すること。（総務事務課の所掌に属するものを除く。）
- (20) 庁用自動車の管理及び事故処理の総合調整に関すること。
- (21) 行政書士法（昭和26年法律第4号）に関すること。
- (22) 行政手続法（平成5年法律第88号）に関すること。
- (23) 広島県行政手続条例（平成7年広島県条例第1号）に関すること。
- (24) 行政不服審査法施行条例（平成28年広島県条例第2号）に関すること。
- (25) 総務事務所に関すること。（他局及び総務局中他課の所掌に属するものを除く。）
- (26) 広島県東京事務所に関すること。
- (27) 広島県立文書館に関すること。
- (28) 広島県情報公開・個人情報保護審査会に関すること。
- (29) 広島県個人情報保護審議会に関すること。
- (30) 広島県公益認定等審議会に関すること。
- (31) 広島県行政不服審査会に関すること。
- (32) 一般行政事務の連絡調整及び他の局課の所掌に属しないこと。

【審理担当】

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審理員の権限とされた事務に関すること。

【秘書課】

- (1) 知事及び副知事の秘書に関すること。
- (2) 行幸，行啓等に関すること。
- (3) 職員を除く叙勲，褒賞及び表彰に関すること。
- (4) 儀式に関すること。

【人 事 課】

- (1) 職員の任免，分限及び懲戒に関すること。
- (2) 職員の給与，勤務時間その他の勤務条件及び休業に関すること。
- (3) 職員の服務に関すること。
- (4) 職員の安全及び衛生の管理に関すること。
- (5) 職員の叙勲，褒賞及び表彰に関すること。
- (6) 職員の研修及び人事評価に関すること。
- (7) その他職員の身分取扱いに関すること。
- (8) 職員団体に関すること。
- (9) 委員会，審議会，協議会等の委員又は役職員の任免に関すること。
- (10) 広島県人事委員会との連絡に関すること。
- (11) 地方職員共済組合広島県支部診療所に関すること。
- (12) 人事・給与・福利厚生システムに関すること。(デジタル基盤整備課の所掌に属するものを除く。)
- (13) 広島県自治総合研修センターに関すること。
- (14) 広島県特別職報酬等審議会に関すること。
- (15) 広島県職員委員会に関すること。
- (16) 職員管理審議会に関すること。

【行政経営管理課】

- (1) 定員管理並びに事務の配分及び委任に関すること。
- (2) 行政運営の総合調整に関すること。
- (3) 業務プロセスの再構築に関すること。(デジタル県庁推進担当課長の所掌に属するものを除く。)
- (4) 内部統制制度に関すること。
- (5) 県庁働き方改革の推進に関すること。
- (6) 広島県指定管理者選定委員会に関すること。

【デジタル県庁推進担当】

- (1) 情報化施策に関する基本的事項の企画及び総合調整に関すること。(デジタル基盤整備課の所掌に属するものを除く。)
- (2) 行政事務のデジタル化の推進に関すること。
- (3) 行政手続のオンライン化の推進に関すること。
- (4) デジタル技術を活用した業務プロセスの再構築に関すること。
- (5) 地域情報化施策の推進に関すること。
- (6) 電子自治体の推進に関すること。(デジタル基盤整備課の所掌に属するものを除く。)
- (7) 市町情報化の支援に関すること。

【デジタル基盤整備課】

- (1) 情報化施策に関する技術的事項に関すること。
- (2) 情報セキュリティ対策に関すること。
- (3) 社会保障・税番号制度に関すること。
- (4) 情報システムの評価及び改善に関すること。
- (5) 行政ネットワークに関すること。
- (6) 基幹となる行政事務のシステム基盤及びシステム間の総合調整に関すること。

【デジタルトランスフォーメーション推進チーム】

- (1) デジタルトランスフォーメーションに関する基本的事項の企画及び総合調整並びにデジタルトランスフォーメーション施策の推進に関すること。

【福 利 課】

- (1) 職員の福利に関すること。
- (2) 公務災害補償等に関すること。
- (3) 恩給及び退隠料に関すること。
- (4) 地方職員共済組合広島県支部に関すること。
- (5) 地方公務員災害補償基金広島県支部に関すること。
- (6) 県の互助会に関すること。
- (7) 公務災害補償等認定委員会に関すること。
- (8) 公務災害補償等審査会に関すること。

【財 政 課】

- (1) 予算の編成及び経理に関すること。
- (2) その他県の財政経理に関すること。
- (3) 議案の提出等広島県議会本会議に関すること。
- (4) 財政運営の調査に関すること。
- (5) 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）に関すること。（広島県病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年広島県条例第 54 号）第 5 条第 1 項の規定により設置された病院事業局及び広島県公営企業の設置等に関する条例（昭和 45 年広島県条例第 21 号）第 4 条の 2 第 1 項の規定により設置された企業局の所掌に属するものを除く。）
- (6) 資金の運用及び調達に関する総合調整に関すること。
- (7) 広島県公安委員会との連絡に関すること。
- (8) 広島県警察本部との連絡に関すること。
- (9) 広島県監査委員との連絡に関すること。
- (10) 県が出資等をしている法人に対する調査及び指導監督の総合調整に関すること。

【財産管理課】

- (1) 公有財産に関する事務の総括に関すること。
- (2) 普通財産（次号に掲げる財産を除く。）の取得，管理及び処分に関すること。
- (3) 道路又は河川の公用廃止による廃道敷地又は廃川敷地等で県有財産に属するものの管理及び処分に関すること。
- (4) 庁舎及び公舎の建設計画に関すること。
- (5) 県庁舎の部屋割及び維持管理（庁内の取締りを除く。）に関すること。
- (6) 公舎の管理に関すること。
- (7) 公有財産の有効活用に係る企画立案及び指導に関すること。
- (8) 職務発明に関する事務の総括に関すること。
- (9) 電力調達の契約に係る事務の集中処理に関すること。

【税 務 課】

- (1) 県税に関する基本的事項の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 県税並びに法令の規定により県が賦課徴収することとされる国税及び市町税並びにこれらに係る税外収入の賦課徴収に関すること。

- (3) 県への譲与税に関する事。
- (4) 納税貯蓄組合の育成指導に関する事。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に関する事。
- (6) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく市町交付金に関する事。
- (7) 県税等の賦課徴収に係る行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく不服申立てに関する事。
- (8) 税務電算システムの運用管理に関する事。
- (9) 証紙代金収納計器に関する事。
- (10) 市町その他の地方公共団体の税政運営に対する協力及び助言に関する事。
- (11) 県と市町との間の税政システムの改善に関する調査、検討及び推進に関する事。
- (12) 市町の地方交付税（基準財政収入額に限る。）の算定等に関する事。
- (13) 固定資産税に係る固定資産の評価及び配分に関する事。
- (14) 債権管理に係る指導に関する事。
- (15) 県税事務所に関する事。
- (16) 広島県固定資産評価審議会に関する事。

【経営企画チーム】

- (1) 重要施策に関する基本的事項の企画及び総合調整並びに重要施策の推進に関する事。
- (2) 行政組織に関する事。
- (3) 広島県議会に関する事。（財政課の所掌に属するものを除く。）
- (4) 広島県経営戦略会議及び広島県経済財政会議の運営に関する事。
- (5) 地方分権改革の推進に関する事。
- (6) 知事会議及び地方行政連絡会議に関する事。
- (7) 国土形成計画法（昭和 25 年法律第 205 号）に関する事。
- (8) 広島県総合計画審議会に関する事。

【ブランド・コミュニケーション戦略チーム】

- (1) 県政コミュニケーションの総括及び総合調整に関する事。
- (2) ブランド戦略及びコミュニケーション戦略に関する事。
- (3) ひろしまブランドに関する基本的事項の企画及び総合調整に関する事。
- (4) 県政知事懇談に関する事。
- (5) 報道機関との連絡に関する事。

【統計課】

- (1) 統計事務の総合調整並びに指導及び助言に関する事。
- (2) 統計調査及び統計分析に関する事。
- (3) 統計資料の編さんに関する事。
- (4) 統計思想の普及に関する事。

【研究開発課】

- (1) 広島県立総合技術研究所に関する事。

3 職員現員表（令和3年4月1日現在）

課 別	職員数
(本 庁)	(人)
総 務 課	33
審 理 担 当	2
秘 書 課	10
人 事 課	36
行 政 経 営 管 理 課	8
デジタル県庁推進担当	5
デジタル基盤整備課	7
デジタルトランスフォーメーション推進チーム	7
福 利 課	5
財 政 課	21
財 産 管 理 課	21
税 務 課	35
経 営 企 画 チ ー ム	33
ブランド・コミュニケーション戦略チーム	21
統 計 課	31
研 究 開 発 課	17
本 庁 計	292

機 関 別	職員数
(地方機関)	(人)
総 務 事 務 所	114
県 税 事 務 所	258
東 京 事 務 所	13
県 立 文 書 館	4
自治総合研修センター	11
総 合 技 術 研 究 所	259
地方機関計	659
総 務 局 計	951

4 附属機関の概要

名 称	審 議 事 項	根拠法規	委員構成	委員数	任期
広島県情報公開・個人情報保護審査会	①実施機関の諮問に応じ、広島県情報公開条例に基づく行政文書の開示決定等又は行政文書の開示請求に係る不作為に対する審査請求について調査審議し、答申する。 ②実施機関の諮問に応じ、広島県個人情報保護条例に基づく保有個人情報の開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は保有個人情報の開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求について調査審議し、答申する。	広島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例 第2条	学識経験者	10人以内	2年
広島県個人情報保護審議会	①実施機関の諮問に応じ、広島県個人情報保護条例の運用に関する重要事項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する特定個人情報ファイルの取扱いに関する重要事項について調査審議し、答申するほか、意見を述べる。 ②住民基本台帳法に基づき、知事が住民票コードの利用制限に違反している者に対する中止命令を行う場合に意見を述べるほか、知事の諮問に応じ、県の保有する本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、これらの事項について知事に建議する。	広島県個人情報保護条例 第44条 住民基本台帳法 施行条例 第4条	学識経験者、事業者の代表者、 県議会議員	6人以内	2年
広島県行政不服審査会	審査庁の諮問に応じ、行政不服審査法に基づく審査請求について調査審議し、答申する。	行政不服審査法 第81条	学識経験者	6人以内	3年
広島県公益認定等審議会	知事の諮問に応じ、法人の公益認定の申請に関する事項等を調査審議する。	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 第50条 広島県公益認定等審議会条例	学識経験者	3人以上 5人以内	3年

名 称	審 議 事 項	根拠法規	委員構成	委員数	任期
広島県特別職報酬等審議会	議会の議員の議員報酬及び知事の給料の額に関する条例案を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議する。	広島県特別職報酬等審議会条例	県の区域内の公共的団体等の代表者その他県民	10人以内	設置された時から審議が終了するまで
広島県職員委員会	副知事及び専門委員の懲戒の審査及び議決に関する事務をつかさどる。	地方自治法施行規程 第9条 広島県職員委員会規則	知事，副知事，総務局長，人事課長，教育長，人事委員会委員長	7人	—
広島県指定管理者選定委員会	指定管理者の候補者の選定に係る審査項目等に関する事項及び指定管理者の指定を受けようとする者から提出された申請書の審査に関する事項について調査審議する。	広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例 第9条	学識経験者， 県職員	部会ごとに 6人	—
広島県公務災害補償等認定委員会	実施機関の諮問に応じ、議会の議員その他非常勤の職員について発生した災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定について調査審議する。	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 第5条	学識経験者 県職員	5人	3年
広島県公務災害補償等審査会	実施機関が行う公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関する不服について審査する。	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 第20条	学識経験者	3人	3年
広島県固定資産評価審議会	固定資産の評価に関する事項で、知事が意見を求めたものについて調査審議する。	地方税法 第401条の2 広島県固定資産評価審議会条例	国の行政機関の職員， 市町の職員， 学識経験者	9人以内	2年
広島県総合計画審議会	知事の諮問に応じ、県の総合的な計画の策定及び実施に関する重要事項を調査審議する。	広島県総合計画審議会設置条例	県議会議員， 市町の長， 学識経験者	30人以内	2年

一般会計予算

Ⅱ 令和3年度一般会計予算

1 歳入予算

(単位：千円，%)

区 分	令和3年度 当初予算額 (A)	令和2年度 当初予算額 (B)	比 較 A/B	A の 構成比
県 税	312,198,096	339,316,130	92.0	28.5
地方消費税清算金	123,600,000	128,482,000	96.2	11.3
地方譲与税	34,129,206	52,532,206	65.0	3.1
地方特例交付金	1,674,000	1,459,000	114.7	0.2
地方交付税	180,690,000	172,754,000	104.6	16.5
交通安全対策特別交付金	500,000	600,000	83.3	0.1
分担金及び負担金	6,569,238	6,286,983	104.5	0.6
使用料及び手数料	9,755,617	10,572,929	92.3	0.9
国庫支出金	114,986,245	144,570,378	79.5	10.5
財産収入	5,239,583	5,497,850	95.3	0.5
寄 附 金	123,701	32,772	377.5	0.0
繰 入 金	48,331,982	26,217,499	184.4	4.4
繰 越 金	1	1	100.0	0.0
諸 収 入	106,126,931	59,245,852	179.1	9.7
県 債	149,915,400	142,932,400	104.9	13.7
歳入合計	1,093,840,000	1,090,500,000	100.3	100.0

2 歳 出 予 算

(単位：千円，%)

区 分	令和3年度 当初予算額 (A)	令和2年度 当初予算額 (B)	比 較 A/B	A の 構成比
議 会 費	2,122,007	2,137,954	99.3	0.2
総 務 費	63,451,038	63,934,356	99.2	5.8
民 生 費	131,558,620	129,615,017	101.5	12.0
衛 生 費	85,617,317	79,932,117	107.1	7.8
労 働 費	3,321,821	3,121,034	106.4	0.3
農 林 水 産 業 費	29,560,673	31,498,715	93.8	2.7
商 工 費	104,467,313	54,124,937	193.0	9.6
土 木 費	97,229,771	121,555,057	80.0	8.9
警 察 費	63,039,570	63,355,939	99.5	5.8
教 育 費	189,935,294	194,785,209	97.5	17.4
災 害 復 旧 費	19,437,663	43,048,376	45.2	1.8
公 債 費	147,886,035	143,188,166	103.3	13.5
諸 支 出 金	155,212,878	159,803,123	97.1	14.2
予 備 費	1,000,000	400,000	250.0	0.0
歳 出 合 計	1,093,840,000	1,090,500,000	100.3	100.0

Ⅲ 令和3年度総務局関係予算

1 一般会計

(単位：千円，%)

区 分	令和3年度当初予算額		令和2年度当初予算額		比 較	
	総 額(A)	一般財源	総 額(B)	一般財源	A - B	A / B
総 務 費	46,909,359	40,817,954	50,542,618	37,279,021	△3,633,259	92.8
商 工 費	0	0	28,295	28,295	△28,295	0.0
警 察 費	69,423	69,423	80,933	80,933	△11,510	85.8
教 育 費	60,871	60,871	68,729	68,729	△7,858	88.6
災 害 復 旧 費	10,889	89	0	0	10,889	—
公 債 費	147,879,591	125,138,024	143,187,994	132,058,977	4,691,597	103.3
諸 支 出 金	155,212,878	155,212,878	159,803,123	159,803,123	△4,590,245	97.1
予 備 費	1,000,000	1,000,000	400,000	400,000	600,000	250.0
合 計	351,143,011	322,299,239	354,111,692	329,719,078	△2,968,681	99.2

2 特別会計

(単位：千円，%)

区 分		令和3年度 当初予算額(A)	令和2年度 当初予算額(B)	比 較	
				A - B	A / B
証 紙 特 別 会 計	証紙繰出金	24,000	25,000	△ 1,000	96.0
	証紙繰出金				
	証紙代金収納計器 繰出金 証紙代金収納計器 繰出金	2,639,096	2,851,130	△ 212,034	92.6
管 理 特 別 事 務 計 費	管理事務費 通信管理費	202,053	202,261	△ 208	99.9
公 債 特 別 管 理 計	公債管理費 公債管理費	265,611,650	282,575,350	△ 16,963,700	94.0
合 計		268,476,799	285,653,741	△ 17,176,942	94.0

主要事業の概要

IV 課別主要事業の概要

1 総務課

(1) 庁内管理に関する事務

来庁者の案内，庁内の取締り等を行い，庁舎内の秩序維持に努め，良好な執務環境を保つ。

(2) 東京事務所の運営

県と中央官庁等との間における事務の推進及び連絡，県政の運営に関する必要な事項の調査及び資料の整備等を行う。

(3) 総務事務所に関する事務

総務事務所の円滑な運営に向けて，本庁と総務事務所間の連絡，協議，調整等を行う。

(4) 文書に関する事務

公印の管理，文書の收受・発送及び整理保存，重要文書の審査，条例等の公布，県報発行等を行う。

(5) 県立文書館の運営

県に関する歴史的資料として重要な行政文書，古文書その他の記録を収集保存し，これらを県民の利用に供する。

(6) 情報公開及び個人情報保護に関する事務

ア 行政文書の開示

行政文書開示制度に関する総合調整を行うとともに，各実施機関から諮問のあった行政文書の開示決定等又は行政文書の開示請求に係る不作為に対する審査請求事案を審査する情報公開・個人情報保護審査会の運営に関する事務を行う。

[行政文書開示請求の処理の状況（令和2年度実績）]

（単位：件）

内 容	請 求 件 数	開 示		部 分 開 示		不 開 示		そ の 他	
			構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)
行政文書の開示	1,470	556	37.8	580	39.5	10	0.7	324	22.0

イ 個人情報の保護

個人情報保護条例に関する周知及び総合調整を行うとともに、各実施機関から諮問のあった保有個人情報の開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は保有個人情報の開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求事案を審査する情報公開・個人情報保護審査会及び同条例の運用に関する重要事項等を調査審議する個人情報保護審議会の運営に関する事務を行う。

また、個人情報保護法に関する周知、苦情処理のあっせん等の事務を行う。

[保有個人情報開示請求の処理の状況（令和2年度実績）] (単位：件)

内 容	請 求 件 数	開 示		部 分 開 示		不 開 示		そ の 他	
		構成比 (%)	部 分 開 示	構成比 (%)	不 開 示	構成比 (%)	そ の 他	構成比 (%)	
保有個人情報の開示	714	410	281	39.4	0	0.0	23	3.2	

ウ 行政情報の提供

県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、行政情報コーナーにおいて、各種行政資料を収集し閲覧等に供するとともに、県ホームページ上で行政資料の検索システムを運用するなど、行政情報の積極的な提供に努める。

また、ふれあいコーナーにおいて、各種事業のパンフレット、リーフレットの配布、ポスターの掲示等を行う。

[行政情報コーナーの利用状況（令和2年度実績）]

利 用 者 数 (人)		利 用 冊 数 (冊)	
総 数	1 日 平 均	総 数	1 日 平 均
5,076	20.9	11,520	47.4

[行政資料の保有状況（令和3年3月末現在）]

区 分	一 般 資 料	統 計 資 料	総 数
冊 数	20,328	30,771	51,099

(7) 法務等に関する事務

条例、規則など県法規案の審査、行政手続法及び行政手続条例並びに行政不服審査法及び行政不服審査法施行条例に関する事務等を行う。

(8) 行政書士に関する事務

行政書士及び行政書士会の指導監督育成等を行う。

(9) 新公益法人制度に関する事務

広島県公益認定等審議会の運営等，公益認定に関する事務を行う。

(10) 法人に関する事務

公益法人等に対する指導監督等を行う。

2 審 理 担 当

(1) 審理員に関する事務

行政不服審査法の規定により審理員の権限とされた事務を行う。

3 秘書課

(1) 知事・副知事の秘書に関する事務

知事・副知事の秘書に関する事務を行う。

(2) 栄典に関する事務

各省庁からの通知等に基づき，叙勲並びに褒章候補者の上申を行う。

[令和2年度受章者数【県知事推薦分】] (単位：人・団体)

区	分	受章者
春 秋 叙 勲	2 年 春	47
	2 年 秋	45
第 3 4 回 危 険 業 務 従 事 者 叙 勲		14
第 3 5 回 危 険 業 務 従 事 者 叙 勲		13
高 齢 者 叙 勲		15
死 亡 叙 勲		24
叙	位	40
藍 綬 褒 章	2 年 春	4
	2 年 秋	2
黄 綬 褒 章	2 年 春	0
	2 年 秋	4
紺 綬 褒 章		21

(3) 表彰に関する事務

知事表彰に係る事務の総括を行う。

(4) 行幸啓等に関する事務

行幸啓等に係る事務の総括を行う。

4 人 事 課

(1) 人事管理

ア 職員の任用に当たっては、活力ある職場の形成を基本目標とし、次のことを指針とする。

- ・客観公平な人事管理
- ・長期的視野に立った人事管理
- ・能力を十分に発揮できる人事配置

[令和3年4月1日付け人事異動]

○ 異動総数（採用，退職を除く。）	1, 379人	（昨年	1, 339人）
本庁・地方機関間の異動	347人	（昨年	343人）
部局間の異動	319人	（昨年	303人）
○ 採 用	352人	（昨年	322人）
○ 退職（令和3年3月31日付け）	261人	（昨年	273人）

※病院等を含む

イ 人事評価については、目標管理と連動した評価制度により、組織的な目標を共有するとともに、目標の達成に向けたコミュニケーションを通じて、職員個人や組織の育成に努める。また、管理職のマネジメントスキルの向上研修の更なる充実や、コンピテンシー評価導入による効果的な育成など、職員の成長を促す指導・育成の強化を図る。

ウ 給与，勤務時間その他の勤務条件については、基本的には人事委員会の勧告を尊重するとともに国及び他県の状況を勘案しつつ，その適正化を図るよう努める。

(2) 研 修

時代の変化に迅速かつ的確に対応できる人材として、①住民視点に立ち、主体的に考える職員 ②変革に挑戦し、行動力のある職員 ③高い専門性とスピード・コスト意識を持った職員 などの自立型の人材育成を、県・市町一体で推進する。

また、民間企業，中央官庁への派遣研修など，組織外研修も実施する。

(3) 職員の健康管理

労働安全衛生法に基づき、職員の心身の健康を積極的に支援するため、職員の安全衛生管理体制を確立するとともに、健康診断及び健康教育・相談事業を行う。

[令和2年度実施状況]

・ 一般定期健康診断	6,125人
・ 新規採用職員健康診断	260人
・ 特別定期健康診断	1,949人
・ VDT作業従事者健康診断	2,224人
・ 医療関係職員のB型肝炎定期検診	165人
・ 〃 ワクチン接種	48人
・ 結核健康診断	30人
・ 生活習慣病予防検診	3,426人
・ 健康教育	1,059人
・ 職員相談	2,943件
・ 事後指導	2,064件
・ 新規採用職員への保健指導	253件
・ ストレスチェック	6,427人

5 行政経営管理課

(1) 定員管理

激甚化・頻発する大規模災害や感染症への対策などを含め、多様化・複雑化する行政需要に的確に対応するため、「最少の経費で最大の効果を挙げる」という行政経営の基本原則に立ち、業務改善や業務プロセスの見直しなどの取組を推進するとともに、効率的な執行体制の確保に取り組む。

(2) 県庁働き方改革

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進を図るため、テレワークの定着に向けた取組を進めるとともに、デジタル技術の更なる利活用等により、生産性の高い働き方への改革に取り組む。

(3) 内部統制制度の推進

「広島県の内部統制に関する方針」に基づき、内部統制制度の適切な運用を図り、不適正な事務処理の発生を未然に防止するとともに、適切かつ効率的な業務執行の確保に取り組む。

6 デジタル県庁推進担当

(1) 行政事務のデジタル化

質の高い行政サービスを提供するため、県庁における行政事務について、デジタル技術の導入を進めて業務プロセスを見直し、業務能率の向上、低コスト化、生産性の高い働き方への変革を図る。

(2) 行政手続のオンライン化の推進

県民・事業者が行政に対して行う手続について、利便性向上を図るため、いつでもどこでもオンライン上で簡単に手続ができるよう、環境整備を推進する。

また、オンライン化によりサービス低下を招くことのないよう、支援対策を講じる。

(3) 地域情報化の推進

県民生活の利便性の向上を図るため、情報通信技術の利活用を促進する。

また、県内どの地域においても、光ファイバ等の超高速ブロードバンドを活用できるよう、情報通信基盤整備にかかる支援を実施する。

(4) 市町情報化の支援

県内すべての市町において、国や県のデジタル化に対応したシステムの整備、施策の展開が可能となるよう、必要な支援、助言を実施する。

7 デジタル基盤整備課

(1) 情報システムの最適化

これまで取り組んできた庁内情報システムの再構築や改修等に対する全庁的な視点からの適正化指導・改善活動を継続し、県の情報システムの最適化を一層推進することで、情報システムの有効性及び効率性の向上に取り組む。

(2) 情報セキュリティ対策の推進

安全で信頼できる電子自治体の構築に向けて、庁内ネットワークのインターネットからのリスクの分離、県内すべての市町が参加するひろしま情報セキュリティクラウドの運用など本県の情報セキュリティ対策の一層の強化、職員に対する継続的な意識啓発など、情報セキュリティ対策の推進に取り組む。

(3) 情報通信基盤の運営

国及び全国の都道府県・市町村のすべてを接続する行政専用のネットワークとして整備された総合行政ネットワーク（LGWAN）、県内のすべての市町を接続する高速大容量の公共情報通信基盤である広島メイプルネット及び県の行政LAN・WANなどの本県の情報通信基盤を適切に運営・管理する。

(4) 社会保障・税番号制度への対応

「社会保障・税番号制度」の基幹部分となる統合宛名システムの安定稼働と庁内関係システムとの連携を適切に実施するとともに、市町が行う情報システムの整備等についても、市町間での情報共有や連携が図れるよう支援を行う。

8 デジタルトランスフォーメーション推進チーム

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

広島県におけるデジタルトランスフォーメーションの推進に向けて、全体戦略の企画・推進・総合調整を担うとともに、県庁の各局，市町，企業等各主体に対し，デジタルトランスフォーメーションへの理解と知識の浸透を図り，それぞれの目指す姿の実現に必要な人材や資源の確保の取組への支援や規制の障壁の除去等ボトルネックの解消など具体的な支援を行う。

ア デジタルトランスフォーメーションに関する情報収集・情報提供，戦略的広報などにより，機運の醸成を図る。

イ 人材育成や官民データ利活用環境の整備など，デジタルトランスフォーメーションを推進する環境を整備する。

ウ 関係者間の総合調整，具体的な取組への相談対応など，各主体のデジタルトランスフォーメーションの取組を支援する。

(2) デジタルトランスフォーメーション推進本部の運営

広島県内のデジタルトランスフォーメーションを一体的かつ総合的に推進するため，全庁横断的な組織である「デジタルトランスフォーメーション推進本部」を運営する。

9 福 利 課

(1) 職員の福利

職員の福利厚生の上向のため、地方公務員等共済組合法に基づく共済制度や互助会事業と一体となって、職員の保健、元氣回復、その他福利厚生に関する計画の策定・実施を行う。

(2) 公務災害補償等

議会の議員、非常勤の行政委員会・審査会・審議会などの委員等及び非常勤の調査員・囑託員等の公務災害・通勤災害の認定及び補償に関する事務を行う。

また、認定又は補償に関する決定の不服申立てに対する公務災害補償等審査会に関する事務を行う。

(3) 恩給及び退隠料支払

恩給法及び広島県吏員恩給条例等に基づく恩給等の裁定・支払事務を行う。

・令和2年度恩給及び退隠料の受給者数及び支給額

135人 1億4,753万円

(4) 地方職員共済組合広島県支部の事務

地方公務員等共済組合法に基づき、医療給付等の短期給付、厚生年金保険給付及び退職等年金給付の長期給付並びに組合員の保健、診療所の経営、宿泊施設の経営、貯金業務及び臨時の支出に対する貸付け等の福祉事業を行う。

(5) 地方公務員災害補償基金広島県支部の事務

常勤の地方公務員の公務災害・通勤災害について、地方公共団体に代わって認定・補償事務を行うとともに、認定・補償に関する決定の不服申立てに対する支部審査会の事務を行う。

・令和2年度公務災害等認定件数 434件

(6) 一般財団法人広島県職員互助会の事務

公益事業を行うほか、地方職員共済組合広島県支部と相まって職員に対する給付等の職員の相互救済その他の福利厚生事業を行う。

10 財 政 課

(1) 予算の編成

財政構造改革を進めつつ、県勢発展に向けた施策を積極的に展開することを基本として、各局部からの予算要求に基づき、その事業の重要度、緊急度、必要性、行政効果等を総合的に検討して予算の編成事務を行う。

(2) 県議会に関する連絡調整

地方自治法に基づき、県議会の招集、議案の作成等を行うほか、県議会との連絡調整を行う。

(3) 財政経理に関する事務

地方交付税の算定資料の作成及び県債関係事務等を行い、効率的な財政運営に資する。

(4) 財政運営状況に関する調査・報告

予算の執行状況等についての調査のほか、財政状況の公表、決算報告をはじめ各種財政調査統計資料を作成する。

(5) 地方公営企業法に関する事務

病院事業、工業用水道事業、土地造成事業、水道用水供給事業及び流域下水道事業は、病院事業局及び企業局で所掌しているが、財政課においては起債事務などの補助事務及び議案その他法令上知事において処理すべき事務を行う。

(6) 行政委員会等との連絡調整

県公安委員会、県警察本部及び県監査委員との連絡調整を行う。

(7) 資金管理の高度化・効率化

資金管理業務について、引き続き、金融専門家等で構成する資金管理会議を設置し、資金管理方針に沿って、資金管理の高度化、効率化を図る。

(8) 県出資法人に関する事務

県が出資等をしている法人に対する調査、指導監督及び法人のあり方見直しに関する総合調整を行う。

11 財産管理課

(1) 公有財産の事務の総括

各所属において管理している公有財産の総括的な事務を行う。

- ・公有財産の主なもの（令和3年3月31日現在）

土地：5,399.0ha 建物〔延床面積〕：351.1万m²

(2) 県庁舎の管理

県庁舎及び附属施設について、県民の利便と環境整備に配慮しながら、適正な管理を行う。

敷地：4.72ha 庁舎〔延床面積〕：8棟 8.8万m²（議会棟を含む。）

(3) 庁舎の整備

大規模災害発生時における業務を円滑に行い、県民の安全・安心を確保するため、防災拠点等となる県庁舎及び地方機関庁舎の耐震化等を行う。

[耐震改修工事等]

施設名	工期
本庁舎（本館，南館，議事堂）	H30年度～R3年度
地方機関庁舎	H28年度～R3年度

(4) 公舎，独身寮の管理

公舎，独身寮の計画的な維持修繕を行い，適正な管理を行う。

- ・公舎及び独身寮数（令和3年4月1日現在）

公舎：736戸 独身寮：245室

(5) 普通財産の管理及び処分

普通財産の適正な管理を行うとともに，財産収入の確保の観点から，未利用県有地等については，条件の整ったものから順次売却を進める。

(6) 県有資産の有効活用の推進

ファシリティマネジメントの視点に立った県有施設の利活用の推進を図るとともに，未利用スペースの貸付など県有資産の活用を進める。

12 税 務 課

(1) 県税の賦課徴収

県税は9税目の普通税と2税目の目的税から成り立っており、これらの賦課徴収に当たっては、地方消費税、県たばこ税、自動車税環境性能割、自動車税種別割（新規登録時の月割課税分）、鉱区税及び産業廃棄物埋立税の賦課徴収を税務課が担当し、その他については、県内3か所の県税事務所及び4か所の県税事務所分室において処理する。

令和3年度の県税収入予算は、一般会計予算の28.5%を占める3,121億9,800万円を計上し、この確保については次の事項を重点的に推進する。

ア 個人県民税の徴収強化

個人県民税について、着実な歳入の確保や収入未済額の縮減等を図るため、次の対策を実施する。

- (ア) 個人住民税のみの滞納案件を引き受け、県職員が滞納整理を行うことにより、個人住民税の収入確保を図る直接徴収（県単独型）を実施する。
- (イ) 市町における個人住民税の滞納整理を促進するため、県の職員が市町の職員の身分を併任し、市町の職員とともに個人住民税等の徴収事務に従事する併任徴収（随時型）を実施する。
- (ウ) 県及び県内全市町で構成する「広島県地方税徴収対策推進協議会」において、引き続き、県市町連携による徴収対策強化について検討するとともに、個人住民税特別徴収の徹底に向けた取組を行う。

イ 組織的な滞納整理の促進

滞納整理計画を策定するとともに、徴収支援システムを活用した組織的な進行管理を徹底し、計画的かつ効果的な滞納整理に努める。

(2) 地方譲与税に関する事務

地方譲与税は、国税として徴収したものを都道府県人口、道路延長・面積等をもとに配分し、地方に譲与されるもので、特別法人事業譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税、航空機燃料譲与税がある。令和3年度の予算は341億2,900万円を計上しており、この収入事務を行う。

(3) 市町に対する交付金の交付

県に納付・納入された県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、県民税分離課税所得割、法人事業税、地方消費税、ゴルフ場利用税、自動車税環境性能割及び軽油引取税について、一定の基準により市町へ交付する。

(4) 市町の税政運営に対する助言

地方分権の進展や三位一体改革に伴う税源移譲により，県・市町における自主財源の重要性が益々増大し，徴収対策の更なる強化が求められていることから，市町の徴収対策強化の取組を支援するとともに，市町の税政運営に対する助言を行う。

ア 市町の税政運営に対する助言

市町税の適正な賦課，徴収及び徴収率の向上のため，研修会の開催や助言等を行う。

イ 市町の地方交付税の算定等（基準財政収入額に関することに限る。）

基礎数値のとりまとめ及び検査を行う。

ウ 市町の固定資産評価額を広島県固定資産評価審議会に諮り，評価の適正化と市町間の均衡確保に努める。

(5) 県税に関する広報等の事務

県税の制度や納期内納付の勧奨について各種の広報媒体を活用して積極的に広報するとともに，学校等における租税教育の推進に努め，県税に対する県民の理解を深めることにより，公平・公正な税制度の確立に努める。

ア 県税に関する冊子（「県税のしおり」），リーフレット（「あなたと県税」）を作成し，広く制度の広報に努めるとともに，県のホームページにも掲載する。

イ 金融機関，庁舎等へのポスター，懸垂幕の掲示や，県の広報番組等を活用することにより，自動車税種別割の納期内納付の勧奨，所得税・事業税・住民税の申告勧奨等に努める。

ウ 広島県租税教育推進協議会に参画し，小中学生用社会科副教材を編集発行するなど，児童・生徒等に対する租税教育の推進に努める。

(6) 債権管理の高度化・効率化

使用料・貸付金等の税外債権の管理・回収については，副知事を会長とした「広島県債権管理会議」を中心に，全庁を挙げて滞納債権の縮減対策に取り組んできた。

平成28年度には，中期財政運営方針の期間に合わせて，令和2年度までの中期目標（5年間で3億1,700万円縮減）を設定し，PDCAサイクルによる進行管理手法を継続して綿密に実施するほか，早期回収に向けた取組を促進することなどにより，収入未済額の縮減に取り組んでいる。

平成29年度からは，滞納発生の未然防止策の徹底及び債権保全対策の拡充などの対策を加え，目標達成に向けた取組を着実に実施している。

(7) 税務トータルシステムの運用管理

税務トータルシステムの適正な運用を図り，課税から決算までの総合的な事務処理を行う。

ア 法人二税システム	サ 口座振替システム
イ 県民税利子割システム	シ 県税管理システム
ウ 個人事業税システム	ス 県税決算システム
エ 不動産取得税システム	セ 徴収システム
オ 間税システム	ソ 納税証明書等発行システム
カ 自動車税種別割システム	タ 軽油免税証システム
キ 自動車税環境性能割システム	チ 納税者管理システム
ク 鉦区税システム	ツ 徴収支援システム
ケ 収入管理システム	テ 産業廃棄物埋立税システム
コ 還付充当システム	ト EUCシステム

(8) 電子的行政サービスの拡充

ア 地方税の電子申告

法人県民税及び個人事業税の申告・届出等を行う地方税の電子申告システム（e L T A X (エルタックス)）の運用を平成18年1月から開始している。引き続き運用を行い，利用者の利便性向上に努める。

イ 電子納付・クレジット納付

県民の納税機会の拡大及び利便性の向上を図るため，平成24年4月から，パソコン，携帯電話，金融機関のATMを利用して納税できる電子納付（自動車税種別割，個人事業税，不動産取得税），平成28年4月から，インターネットを利用したクレジット納付（自動車税種別割），平成31年4月から，スマートフォンアプリを利用した納付（自動車税種別割，個人事業税，不動産取得税）の運用をそれぞれ開始している。また，令和2年10月から，全ての地方公共団体へ一括して電子納税することができる地方税共通納税システムの運用を開始している（法人県民税，個人事業税）。引き続き，県民への周知・利用促進に努め，より一層の納期内納付を推進し，納期内納付率，収入率の向上を図る。

ウ 自動車保有関係手続のワンストップサービス（O S S）

自動車を保有するための保管場所証明，自動車検査登録及び自動車税（環境性能割・種別割）の申告などの一連の手続をインターネットで行うシステムの運用を平成29年4月から開始している。引き続き運用を行い，利用者の利便性向上に努める。

13 経営企画チーム

(1) 「広島県職員の行動理念」等の普及促進

「3つの視座」, 「3つの心掛け」及び「広島県職員の行動理念」に沿った優良事例を職員へ周知することにより, 職員一人ひとりがこれらに基づき行動することを促進する。

(2) 地方創生の推進及び第2期「広島県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の総合調整

地方創生の動きを更に加速するため, 「広島県まち・ひと・しごと創生総合戦略(安心▷ 誇り▷ 挑戦 ひろしまビジョン アクションプラン)」に掲げる取組を推進する。

(3) 県政運営の基本方針の策定及び重要施策の総合調整

「安心▷ 誇り▷ 挑戦 ひろしまビジョン」の目指す姿の実現に向け, 毎年度, 県政運営に当たっての基本姿勢や重点的に取り組む施策の方向などを「基本方針」として整理し, これに基づく効果的な施策の推進と戦略的な経営資源の配分を行う。

(4) 施策マネジメントの運用

「安心▷ 誇り▷ 挑戦 ひろしまビジョン」を構成する施策・事業群ごとに設定した目標の進捗状況を「執行モニタリング」をはじめとする施策マネジメントにより点検・検証し, その結果をベースとして, 随時, 取組の見直し, 改善を図るとともに, 次年度以降の取組にも反映させ, 施策目標の着実な実現を図る。

また, PDCAの実効性を高めるため, ビジネスプランやエビデンスに基づく施策立案の考え方の職員への浸透・定着を図る。

(5) ミッション重視の組織体制の構築

「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」に掲げる目指す姿の実現に向けて、既存の枠組みにとらわれることなく、ミッションに基づいた組織や職の見直し又は設置を行うなど、組織全体のミッション性を更に向上させる。

また、社会経済情勢の変化や危機管理への対応など、年度中途に生じた新たな課題等に対して迅速かつ的確に対応するため、責任者とミッションを明確にした柔軟で機動的な組織体制の整備を行う。

(6) 市町や民間企業等とのパートナーシップの強化

民間企業等との相互の強みを活かした協働の取組により、地域社会の活性化や県民サービスの向上を図るため、包括的な連携を進めるとともに、この枠組みを活用し、市町の取組を促進する。

(7) 地方分権改革の着実な推進に向けた取組

ア 地方分権改革の着実な推進に向け、国と地方の役割分担の見直し、財源の確保等の必要な措置を講じた上での国から地方への事務権限の移譲、国の義務付け・枠付けの抜本的な見直しなどを、提案募集方式などを活用して、国に強く働きかける。

イ 国と地方の役割を見直し、地方の役割に応じた権限・財源・責任を地方が有する「地方分権型道州制」の実現に向けて、国等関係機関への働きかけや機運醸成などに取り組む。

(8) 施策提案

本県施策を推進するに当たり、本県独自又は喫緊の課題を踏まえ、国との連携・協力が必要な事項について、春と秋の年2回「施策に関する提案書」を取りまとめ、国に対する提案活動など、積極的な働きかけを行う。

(9) 特区の推進

平成28年1月に国から指定を受けた国家戦略特別区域について、規制の特例措置の活用を推進し、本県の産業競争力の強化を図るとともに、構造改革特区制度の活用により、地域の活性化を図る。

(10) 経済関係情報の収集及び分析

県政の的確な運営の基礎資料とするため、経済の動向や国が進める経済連携協定など、経済関係の幅広い情報を収集、分析するとともに、庁内での共有を行う。

(11) 隣県等との交流促進

島根県、愛媛県、岡山県、鳥取県、三重県、山口県及び宮城県と会議を開催し、共通する行政課題等についての協議を行うほか、共同プロジェクトの推進等を図る。

区 分	目 的
島根・広島交流会議	広島・島根両県の交流・連携方策等について協議、意見交換（平成5年度～）
広島・愛媛交流会議	広島・愛媛両県の交流・連携方策等について協議、意見交換（平成5年度～）
岡山・広島両県知事会議	広島・岡山両県の交流・連携方策等について協議、意見交換（平成22年度～）
鳥取・広島両県知事会議	広島・鳥取両県の交流・連携方策等について協議、意見交換（平成23年度～）
三重・広島両県知事会議	広島・三重両県の交流・連携方策等について協議、意見交換（平成25年度～）
広島・山口両県知事会議	広島・山口両県の交流・連携方策等について協議、意見交換（平成26年度～）
宮城・広島両県知事会議	広島・宮城両県の交流・連携方策等について協議、意見交換（平成27年度～）

(12) 知事会議

全国知事会議，中国地方知事会議等において，共通課題や国等への要請事項について協議する。

区 分	全国知事会議	中国地方知事会議	中国地域発展推進会議
会 長	徳島県知事	山口県知事	中国経済連合会会長
構 成 員	全国の都道府県知事	中国地方5県知事	中国地方5県知事，中国経済連合会・中国地方5県の経済界の代表者
会議開催	年4回程度 WEB・東京都	年2回 ハイブリッド（鳥取県） 広島県（調整中）	年2回 ハイブリッド（鳥取県） 広島県（調整中）

区 分	中国圏広域地方計画推進会議	中 四 国 サ ミ ッ ト	日本創生のための 将来世代応援知事同盟
会 長	山口県知事	開催県が持ち回り（中国・四国交互）	持ち回り（令和3年：山口県知事）
構 成 員	中国地方5県知事・県議会議長	中四国地方9県知事 中国及び四国経済連合会会長	岩手，宮城，福島，茨城，千葉， 福井，山梨，長野，三重，滋賀， 鳥取，島根，岡山，広島，山口， 徳島，高知，宮崎，鹿児島 の19県知事
会議開催	年1回 書面開催	年1回 WEB	年1回 広島県

※ 今年度は，新型コロナウイルス感染症の影響により，会議が中止，WEB又は書面での開催となったものがある。

(13) 旧広島陸軍被服支廠の安全対策等

旧広島陸軍被服支廠の安全対策，重要文化財指定に向けた建築物の価値調査及び建築物の管理・活用の方向性に係る検討を行う。

14 ブランド・コミュニケーション戦略チーム

(1) 広報に関する事務

発信者中心の広報から、県民起点に立った「伝わる広報」への転換や「県内外への情報発信の強化」を基本方針として、積極的に県政情報や本県の魅力を発信する戦略的な視点による広報活動を実施する。

ア 印刷物による広報

区 分	発行回数	発行部数	配 布 先
ひろしま県民だより	4回 (7,10,1,4月)	950,000部	県内各世帯,市町,関係機関,主なコンビニ・スーパー等(包括連携企業)ほか
点字版,テープ・デイジー(CD)版 ひろしま県民だより	4回 (7,10,1,4月)	308部,153本	配布を希望する視覚障害者ほか

イ 放送による広報

区 分	放 送 局	放 送 日 時	放送回数
ひろしま県民テレビ (クローズドキャプション付)	広島ホームテレビ (本放送以降にケーブルテレビ9局でも再放送)	日曜日20:56~21:00(月3回) (再)水曜日24:45~24:50 (再)日曜日17:55~18:00	34回
ひろしま県民テレビ 特別番組 (クローズドキャプション付)	広島ホームテレビ	「カープ道」×ひろしま県民テレビ ・水曜日24:45~24:50(年9回放送)	計11回
広島県からの お知らせ	広島ホームテレビ	毎週火曜日17:00~18:00ごろ (みみよりライブ5up!内30秒×2枠)	約50回
ラジオ番組 「広島ええとこじゃけん!」	広島FM放送	「大窪シゲキの9ジラジ」放送内 ・20:00~22:00の間の15分間 ・新型コロナウイルスに関するテーマを中心に若年層に発信(月1回)	12回

ウ ホームページ, SNS

名 称	内 容
広島県ホームページ	インターネットのホームページを運営し、県政情報等を提供する。
広島県公式SNS等	広島県公式Twitter, Facebook, Line, Instagram, TikTokを運営し、県政情報等を幅広い世代に提供する。

エ パブリシティ

行政施策を効果的に推進するため、次のとおり報道機関への情報提供を行う。

区 分	内 容
記者会見	知事等による会見
記者発表	局長等による県の施策に係る情報提供
資料提供	資料による情報提供

オ リスク・コミュニケーション

緊急事態における正確な情報の迅速かつ積極的な発信により、県民が直面する危険からの回避への誘導と不安の解消を図るための的確な広報対応等を実施

(2) 広聴に関する事務

県民起点の行政を推進する観点から、県民の意見をより適切、迅速に県政に反映させるため、各種の広聴活動を積極的に実施する。

区 分	内 容
個別広聴	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページやファックス等による県政提言の受付及び回答 ・各種団体からの要望等に対する文書回答等の実施

(3) ブランド戦略に関する事務

広島のブランド価値向上に向けて、魅力ある地域として選ばれるよう県としてのブランド戦略の再構築と、ブランド力強化のためのマネジメントを推進する。また、県のような事業がマーケティング視点で実施されるよう、研修や業務コンサルを行うことで浸透を図る。

15 統計課

(1) 統計調査基盤の充実

統計調査の円滑な実施と精度の向上を図るため、次のとおり県民一般を対象として統計知識の普及・啓発事業を推進するとともに、統計関係者に対する研修等を実施する。

ア 統計知識の普及・啓発事業の推進

県民が統計知識の重要性を認識し、統計に親しみ、統計調査に協力する環境の醸成に努める。

事業	主な内容
広島県統計功労者表彰式の開催	・統計功労者表彰，統計グラフコンクール入賞者表彰
統計の日（10月18日）関連行事	・ポスターの庁舎内掲示及び関係機関等への配布 ・懸垂幕の庁舎掲示
広島県統計グラフコンクールの開催	・入賞作品展，巡回展
広島県統計協会への協力	・助成 ・統計講習会の共催等
統計環境整備事業の推進	・統計に関する各種相談事業・指導助言 ・調査対象事業者等への協力促進
統計調査の環境改善のための普及啓発事業	・教育関係者等の派遣

イ 統計関係者に対する研修の実施等

統計調査員，統計職員の確保・育成，相互連携を図り，統計調査の円滑な実施とその精度の向上に努める。

事業	主な内容
統計調査員確保対策事業の推進	・統計調査員希望者の登録 ・登録調査員に対する研修等
統計職員等の養成	・地方統計職員業務研修
統計調査員安全対策事業	・統計調査員，指導員に対する安全対策指導

(2) 統計調査の実施

国の各省からの委託統計調査及び県独自の統計調査を円滑に実施する。

ア 令和3年経済センサスー活動調査

日本標準産業分類に掲げる産業に属する全事業所・企業（農林漁業に属する個人経営の事業所・家事サービス業及び外国公務に属する事業所を除く。）の経済活動を全国及び地域別に明らかにするとともに，事業所母集団データベース等の母集団情報を整備することを目的に，令和3年6月1日現在で，本県で約15万事業所を対象に調査を実施する。

イ その他の統計調査

国の委託事業として10の統計調査等を実施するほか，県独自の統計調査として，人口移動統計調査，鉱工業生産動態統計調査及び商品流通調査を実施する。

※ 令和3年度に実施する統計調査事業の概要は，別表のとおり。

(3) 統計の利用促進

県民の多様な統計ニーズに応え、その利用を促進するため、統計データの分析・加工を行い、各種報告書を発行するとともに、インターネット等を通じて統計情報を提供する。

事 業		主 な 内 容
統計データの分析・加工	広島県経済関係の加工統計の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民経済計算 ・ 市町民経済計算 ・ 産業連関表
	分析ツールの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業連関分析ツール
各種統計書の作成，各種統計調査結果報告書の刊行		<p>統計年鑑等の総合的な統計書の作成及び各種統計調査結果報告書を刊行し，県民の利用に供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島県統計年鑑 ・ 広島県の人口移動，工業統計調査等各種統計調査結果報告書
統計情報の提供		<p>県民等が統計情報を容易に入手し効果的に利用できるよう，県ホームページによる情報提供を行う。</p> <p>「広島県統計課」 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/21/</p> <p>「広島県の統計情報」 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/toukei/</p>

【令和3年度統計調査事業の概要】

所管	事業名	事業の目的	調査時期	調査対象数	予算額 (千円)
総務省	1 令和3年経済センサス活動調査, 調査区管理 (基幹統計)	全産業分野の売上(収入)金額や費用などの経理項目を網羅的に把握し, 事業所及び企業の経済活動を全国及び地域別に明らかにするとともに, 事業所母集団データベース等の母集団情報を整備する。	令和3年 6月1日 現在 【5年周期】	約15万 事業所	177,100
	2 令和3年社会生活基本調査 (基幹統計)	国民の生活時間の配分及び自由時間における主な活動の内容を把握し, 国民の社会生活の実態を明らかにすることにより, 各種行政施策の基礎資料を得る。	令和3年 10月20日 現在 【5年周期】	約1,800世帯	12,526
	3 労働力調査 (基幹統計)	国民の就業及び不就業の状態について, 月々の変化を明らかにする。	毎月	約1,200 世帯/月	44,505
	4 小売物価統計調査 (基幹統計)	商品の小売価格, サービスの料金及び家賃を調査し, 消費者物価指数その他物価に関する基礎資料を得る。	毎月	価格(動向編) 約500店舗 価格(構造編) 約30店舗 家賃 約800世帯	16,575
	5 家計調査 (基幹統計)	国民生活における家計収支の実態を調査し, 各種行政資料の基礎資料を得る。	毎月	29単位区 (188世帯)	27,970
文部科学省	6 学校基本調査 (基幹統計)	学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにする。	5月1日 現在 【毎年】	約1,400校	2,033
	7 学校保健統計調査 (基幹統計)	幼児, 児童, 生徒の発育状態及び健康状態を明らかにし, 学校保健行政上の基礎資料を得る	4~6月※ 【毎年】	170校 約79,000人	355
厚生労働省	8 毎月勤労統計調査 (全国調査, 地方調査) (基幹統計)	雇用, 給与及び労働時間について, 全国及び都道府県別の毎月の変動を明らかにする。	毎月	一種 約580事業所 二種 約420事業所	27,022
	9 毎月勤労統計調査 (特別調査) (基幹統計)	雇用, 給与及び労働時間について調査し, 全国調査及び地方調査を補完する。	7月末 現在 【毎年】	48調査区	毎月勤労統計調査(全国調査, 地方調査)を含む。

所管	事業名	事業の目的	調査時期	調査対象数	予算額 (千円)
農林水産省	10 2020年農林業センサス（事後整理） （基幹統計）	農林行政に必要な農業及び林業に関する基礎資料を整備する。	令和2年 2月1日 【5年周期】	約23,000 経営体	608
経済産業省	11 工業統計調査 （事後整理） （基幹統計） ※総務省と共管	工業の実態を明らかにし、産業政策、中小企業政策など、国や都道府県などの行政施策のための基礎資料を得る。	6月1日 【毎年】 （令和3年は「経済センサス-活動調査」実施年のため中止）	4,700事業所	1,429
広島県	12 広島県人口移動統計調査 （県基幹統計）	本県人口の移動状況の実態を把握し、各種行政事務の基礎資料とするとともに、市町世帯数の推計資料を得る。	毎月	年間 約30万人 （悉皆）	2,856
	13 広島県鉱工業生産動態統計調査 （県基幹統計）	県内鉱工業の動態を把握して、鉱工業生産・出荷・在庫に関する基礎資料を得る。	毎月	26品目	1,728
	14 広島県商品流通調査	県内製造業事業所の製造品の県内外への流通状況を把握し、産業連関表作成のための基礎資料とする。	令和3年度中 【原則5年周期】	約1,200 事業所	849

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、実施体制が整わない等、やむを得ない場合には、年度末までの間

16 研究開発課

(1) 総合技術研究所中期事業計画の推進

意欲ある事業者等や事業局が発信する課題の解決，アイデアの実現に貢献する研究開発と技術支援に注力するなど，中期事業計画（第2期）を着実に推進し，地域のイノベーション創出を目指す。

ア 顧客とのコミュニケーション強化

職員による営業活動，現地実態調査，技術相談等のあらゆる支援場面を通じて把握したニーズを深掘り・分析し，潜在的ニーズの探求に取り組む。

イ 顧客起点での課題解決に向けた，迅速かつ満足度の高い支援の充実

(ア) 共同研究・受託研究・技術的課題解決支援事業を通じた「ソリューション提案型」支援を着実に実施するとともに，設備機器等の利用手続を見直し，事務処理を簡素化することにより，利便性の向上を図る。

(イ) 事業者等のアイデアの実現や，県内産業の生産性の向上などを掲げる事業局の施策の実現に向けて，迅速かつ確実な成果発現を志向した研究開発の推進とともに，具体的な課題への技術支援による事業局との連携強化に取り組む。

ウ 課題解決を支える技術基盤等の強化

(ア) 顧客のニーズを踏まえて，保有技術の維持・高度化，新たに獲得すべき技術を記載した「鳥瞰図」をセンターごとに策定し，技術力の維持向上や計画的な伝承を行うとともに，外部講師による実践的な研修等によりデジタル技術を活用できる研究員の育成を図るなど，デジタル技術を活用した新たな技術の獲得・支援体制を強化する。

(イ) 顧客ニーズ，稼働率等を踏まえた機器整備計画を策定し，利用頻度や利用価値が高いものなどを優先して更新することにより，更なる利用効果を発揮させる。

(ウ) デジタル技術の知的財産化など，新たな技術の積極的な権利化を図るとともに，効果的に県内企業に移転・展開するため，費用対効果を踏まえた適切な知的財産管理を図る。

(2) 総合技術研究所に関する事務

総合技術研究所の円滑な運営に向けて，庁舎管理，予算執行，知的財産等の管理・活用，研究課題の評価に関する連絡，協議，調整等を行う。

令和 3 年度総務局関係予算説明書

1 一般会計

(単位：千円)

款 項 目	予 算 額	財 源 内 訳				一 般 財 源	説 明
		特 定 財 源			国庫支出金		
		県 債	その他	分担金及び負担金			
(款) 総務費	46,909,359	557,480	3,827,300	1,706,625	40,817,954		
(項) 総務管理費	31,187,961	13,566	3,697,300	1,137,799	26,339,296		
(目) 一般管理費	10,505,523	376	416,000	704,745 財産収入 24,000 諸収入 2,685	9,357,717	1. 職員給与費 8,515,805 2. 一般共通管理費 1,906,336 3. 公務災害補償費 1,275 4. 庁内管理費 82,107	
(目) 人事管理費	799,466	7,448	0	諸収入 54,332	737,686	1. 職員人事管理費 141,508 2. 職員研修費 238,481 3. 職員相互派遣費 349,977 4. 客員スタッフ設置費 69,500	
(目) 広報広聴費	244,362	5,742	0	諸収入 4,817	233,803	1. 広報活動費 232,464 (1) 広報費 229,983 (2) 広報調整費 2,481 2. 広聴活動費 11,898 (1) 情報公開・個人情報保護制度実施費 2,963 (2) 行政情報コーナー運営費 8,935	

款 項 目	予 算 額	財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一般財源	
		国庫支出金	県 債	その他		
(目) 文書費	123,663	0	16,900	諸収入 6,559	100,204	1. 文書事務管理費 47,959 2. 県法規発行費 6,137 3. 文書館運営費 69,567
(目) 財産管理費	8,257,320	0	3,264,400	使用料及び手数料 13,855 財産収入 239,347 諸収入 2,852	4,736,866	1. 県有財産管理費 303,696 2. 庁舎管理費 517,020 3. 公舎管理費 319,949 4. 庁舎等整備・補修費 4,053,654 5. 財政調整基金預金利子積立金 246 6. 減債基金預金利子積立金 58,693 7. 大規模事業基金預金利子積立金 810 8. 県庁舎整備基金預金利子積立金 2,543 9. 広島県平成30年7月豪雨災害復興 基金預金利子積立金 184 10. 土地造成事業等債務処理基金積立金 3,000,000 11. 土地造成事業等債務処理基金預金 利子積立金 490 12. 新型コロナウイルス感染症対策基金預金 利子積立金 35
(目) 東京事務所費	59,012	0	0	諸収入 292	58,720	1. 東京事務所運営費 59,012
(目) 事務所運営費	574,270	0	0	使用料及び手数料 1,910 諸収入 5,290	567,070	1. 総務事務所等運営費 574,270
(目) 恩給及び退職年金費	14,748	0	0	0	14,748	1. 元県職員の恩給及び退職年金 14,748

款 項 目	予 算 額	財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一般財源	
		国庫支出金	県 債	その他		
(目) 福利厚生費	350,597	0	0	財産収入 8,807 諸収入 50,308	291,482	1. 職員厚生費 20,152 2. 独身寮運営費 25,008 3. 衛生管理費 210,359 4. 共済事業費 95,078
(目) 諸費	10,259,000	0	0	諸収入 18,000	10,241,000	1. 税収入払戻金及び払戻加算金 9,841,000 2. 税外収入払戻金 400,000 3. 小切手支払未済償還金 18,000
(項) 企画費	6,268,665	53,005	130,000	534,049	5,551,611	
(目) 企画総務費	2,360,392	53,005	0	諸収入 149,491	2,157,896	1. 職員給与費 258,855 2. 総合企画費 13,979 3. 経営戦略推進費 91,060 4. 地域発展戦略推進費 32,063 5. 高度情報化推進費 243,052 (1) ITひろしま推進費 237,405 (2) 地域情報化推進費 5,647 6. 行政情報化推進費 1,721,383 (1) 電子県庁推進費 821,560 (2) 行政事務システム化推進費 899,823

款 項 目		予 算 額	財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明	
			特 定 財 源					
			国庫支出金	県 債	その他			
(目) 研究開発費	3,908,273	0	130,000	使用料及び手数料	3,393,715	1. 職員給与費	2,445,084	
				58,303		2. 総合技術研究所管理運営費	1,045,018	
				財産収入		64,536	(1) 保健環境センター管理運営費	72,736
				64,536		(2) 工業技術センター管理運営費	295,511	
				諸収入		261,719	(3) 農業技術センター管理運営費	255,661
				261,719		(4) 畜産技術センター管理運営費	239,720	
						(5) 水産海洋技術センター管理運営費	156,538	
						(6) 林業技術センター管理運営費	24,852	
						3. 研究開発推進費	300,956	
						(1) 試験研究機関研究開発費	113,053	
						(2) 受託研究費	157,835	
						(3) 研究開発機能強化費	30,068	
						4. 技術指導費	117,215	
				(項) 徴税費		8,864,017	0	0
(目) 税務総務費	2,574,138	0	0	0	2,574,138	1. 職員給与費 2. 税務諸費	2,571,108 3,030	
(目) 賦課徴収費	6,289,879	0	0	使用料及び手数料 10,176 諸収入 20,143	6,259,560	1. 個人県民税徴収取扱費市町交付金 2. 地方消費税徴収取扱費 3. 県税賦課徴収事務費	4,508,647 203,000 1,578,232	

款 項 目	予 算 額	財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一般財源	
		国庫支出金	県 債	その他		
(項) 統計調査費	588,716	490,909	0	4,458	93,349	
(目) 統計調査総務費	271,587	180,096	0	諸収入 2,726	88,765	1. 職員給与費 255,053 2. 統計事務費 16,534
(目) 統計調査事業費	317,129	310,813	0	諸収入 1,732	4,584	1. 基本統計費 286,342 (1) 労働力調査費 44,505 (2) 小売物価調査費 16,575 (3) 家計調査費 27,970 (4) 人口移動調査費 2,856 (5) 教育統計調査費 2,388 (6) 経済センサス費 177,100 (7) 国勢調査費 2,422 (8) 社会生活基本調査費 12,526 2. 経済統計費 28,750 (1) 経済調査費 1,728 (2) 毎月勤労統計調査費 27,022 3. 産業統計費 1,429 (1) 工業統計調査費 1,429 4. 農林水産統計費 608
(款) 警察費	69,423	0	0	0	69,423	
(項) 警察管理費	69,423	0	0	0	69,423	
(目) 恩給及び退職年金費	69,423	0	0	0	69,423	1. 元警察職員の恩給 69,423

款 項 目	予 算 額	財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一般財源	
		国庫支出金	県 債	その他		
(款) 教育費	60,871	0	0	0	60,871	
(項) 教育総務費	60,871	0	0	0	60,871	
(目) 恩給及び退職年金費	60,871	0	0	0	60,871	1. 元教育職員の恩給及び退職年金 60,871
(款) 災害復旧費	10,889	0	10,800	0	89	
(項) 公共施設災害復旧費	10,889	0	10,800	0	89	
(目) 公共施設災害復旧費	10,889	0	10,800	0	89	3. 単独事業 (1) 過年発生災害公共施設復旧費 10,889
(款) 公債費	147,879,591	0	0	22,741,567	125,138,024	
(項) 公債費	147,879,591	0	0	22,741,567	125,138,024	
(目) 元金	134,173,436	0	0	繰入金 17,610,134 諸収入 3,150,799	113,412,503	1. 公債管理特別会計繰出金 134,173,436
(目) 利子	12,905,261	0	0	財産収入 3,751 繰入金 1,689,866 諸収入 280,272	10,931,372	1. 一時借入金等利子 30,000 2. 公債管理特別会計繰出金 12,875,261
(目) 公債諸費	800,894	0	0	繰入金 6,745	794,149	1. 県債取扱事務費 800,894

款 項 目	予 算 額	財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
		特 定 財 源				
		国庫支出金	県 債	その他		
(款) 諸支出金	155,212,878	0	0	0	155,212,878	
(項) 地方消費税清算金	76,262,000	0	0	0	76,262,000	
(目) 地方消費税清算金	76,262,000	0	0	0	76,262,000	1. 地方消費税清算金 76,262,000
(項) 個人県民税所得割交付金	258,000	0	0	0	258,000	
(目) 分離課税所得割交付金	258,000	0	0	0	258,000	1. 分離課税所得割指定市交付金 258,000
(項) 利子割交付金	417,000	0	0	0	417,000	
(目) 利子割交付金	417,000	0	0	0	417,000	1. 利子割市町交付金 417,000
(項) 配当割交付金	1,760,000	0	0	0	1,760,000	
(目) 配当割交付金	1,760,000	0	0	0	1,760,000	1. 配当割市町交付金 1,760,000
(項) 株式等譲渡所得割交付金	1,690,000	0	0	0	1,690,000	
(目) 株式等譲渡所得割交付金	1,690,000	0	0	0	1,690,000	1. 株式等譲渡所得割市町交付金 1,690,000
(項) 法人事業税交付金	4,864,000	0	0	0	4,864,000	
(目) 法人事業税交付金	4,864,000	0	0	0	4,864,000	1. 法人事業税市町交付金 4,864,000
(項) 地方消費税交付金	62,675,000	0	0	0	62,675,000	
(目) 地方消費税交付金	62,675,000	0	0	0	62,675,000	1. 地方消費税市町交付金 62,675,000

款 項 目	予 算 額	財 源 内 訳				一 般 財 源	説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源		
		国庫支出金	県 債	その他			
(項) ゴルフ場利用税交付金	485,806	0	0	0	485,806		
(目) ゴルフ場利用税交付金	485,806	0	0	0	485,806	1. ゴルフ場所在市町交付金 485,806	
(項) 自動車取得税交付金	70	0	0	0	70		
(目) 自動車取得税交付金	70	0	0	0	70	1. 自動車取得税市町交付金 70	
(項) 環境性能割交付金	1,386,000	0	0	0	1,386,000		
(目) 環境性能割交付金	1,386,000	0	0	0	1,386,000	1. 環境性能割市町交付金 1,386,000	
(項) 軽油引取税交付金	5,414,973	0	0	0	5,414,973		
(目) 軽油引取税交付金	5,414,973	0	0	0	5,414,973	1. 軽油引取税指定市交付金 5,414,973	
(項) 利子割精算金	29	0	0	0	29		
(目) 利子割精算金	29	0	0	0	29	1. 利子割精算金 29	
(款) 予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000		
(項) 予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000		
(目) 予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000		

2 特別会計

(単位：千円)

款 項 目	予 算 額	財 源 内 訳				説 明	
		特 定 財 源			一般財源		
		国庫支出金	県 債	その他			
証紙等特別会計	(款) 証紙繰出金	24,000	0	0	23,999	1	
	(項) 証紙繰出金	24,000	0	0	23,999	1	
	狩猟税	24,000	0	0	証紙収入 23,999	繰越金 1	1. 他会計へ繰出 24,000
	(款) 証紙代金収納計器繰出金	2,639,096	0	0	2,639,095	1	
	(項) 証紙代金収納計器繰出金	2,639,096	0	0	2,639,095	1	
	自動車税及び自動車取得税	2,639,096	0	0	証紙収納計器収入 2,639,095	繰越金 1	1. 他会計へ繰出 2,639,096
管理事務費特別会計	(款) 管理事務費	202,053	0	0	202,053	0	
	(項) 通信管理費	202,053	0	0	202,053	0	
	通 信 費	202,053	0	0	諸収入 202,053	0	1. 通信管理費 202,053
公債管理特別会計	(款) 公債管理費	265,611,650	0	74,201,000	191,410,650	0	
	(項) 公債管理費	265,611,650	0	74,201,000	191,410,650	0	
	元 金	187,210,043	0	74,201,000	繰入金 113,009,043	0	
	利 子	13,620,316	0	0	財産収入 636,520 繰入金 12,983,796	0	
	公債諸費	400,061	0	0	繰入金 400,061	0	1. 県債償還等経費 400,061
	基金積立金	64,381,230	0	0	繰入金 64,381,230	0	1. 減債基金積立金 64,381,230